

公益財団法人高知県文化財団共催及び後援事業承認事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人高知県文化財団（以下「財団」という。）が共催又は後援する事業に係る承認事務を適正に行うための承認基準その他必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 共催 事業の企画、運営に参画し、また経費の一部を負担するなど当該事業について責任の一部を負担することをいう。

(2) 後援 文化・芸術の振興などに貢献するため、事業の実施について賛同することをいう。

(名義)

第3条 財団が行う事業の共催又は後援の名義は、次の各号のとおりとする。

(1) 公益財団法人高知県文化財団

(2) 財団が管理委託を受けた機関

(1)、(2)の併記

(承認基準)

第4条 共催の承認基準は別表1に、後援の承認基準は別表2に掲げるとおりとする。

(申請手続)

第5条 共催又は後援の承認を受けようとするものは、別記第1号様式に事業計画書、収支予算書及び関係書類（企画書等、事業内容がわかるもの）を添えて、事業開催1ヶ月前までに、理事長に提出するものとする。なお、後援の承認を受けようとする場合は、収支予算書の提出を要しないものとする。

2 後援の承認を受けようとするもののうち第3条第2号の名義にかかる申請は、当該機関の長に提出するものとする。

(決定)

第6条 前条の規定による申請があった場合、第3条に規定する名義の使用については、その内容を審査し、適当と認めるときは別記第2号様式による承認通知により、承認できないときはその旨を、それぞれ当該申請者に通知するものとする。この通知は次の各号に定めるところによる。

(1) 共催並びに後援のうち第3条第1号及び第3号の名義の使用については理事長が行うものとする。

(2) 後援のうち第3条第2号の名義の使用については当該機関の長が行うものとする。

(事業計画の変更等)

第7条 事業の主催者は、申請時の事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに当該変更又は中止に係る内容について別記第3号様式又は第4号様式によって届け出なければならない。

(承認の取消)

第8条 共催又は後援を承認した事業であっても、その内容が第4条の承認基準に該当しなくなったと認められるときその他共催又は後援することが不適当となったと認められるときは、その承認を取り消すものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 事業の主催者は、実施報告書（第5号様式）に収支決算書及び関係資料を添えて、事業終了後1ヶ月以内に理事長又は当該機関の長に提出しなければならない。なお、後援の場合は、収支決算書の提出を要しないものとする。

(無断使用)

第10条 共催又は後援の承認の手続きを経ずに、第3条に規定する名義を無断使用した場合（承認前に既に印刷し、公表した場合を含む。）は警告書を出すとともに、その事由によっては、以後の共催又は後援の承認は認めないものとする。

(雑則)

第11条 申請者が事実と異なる申請を行った場合又は第9条の規定に定める書面を提出していない場合には、その事由によっては、以後の共催又は後援の承認は認めないものとする。

2 この要領に定めるもののほか必要な事項については、理事長が別に定める。

附則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成12年11月20日から施行する。

附則

この要領は、平成14年10月15日から施行する。

附則

この要領は、平成20年1月10日から施行する。

附則

この要領は、平成23年6月3日から施行する。

附則

この要領は、公益財団法人高知県文化財団の設立の登記の日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年11月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

共催事業の承認基準

<p>主催者についての承認基準</p>	<p>別表 3 に掲げているいずれにも該当しないもので、かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国、地方公共団体及びこれらの機関 2 教育機関及び教育研究団体 3 教育、学術及び芸術文化の振興に寄与する事業を行う法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。） 4 新聞社、放送局等報道機関
<p>事業内容についての承認基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>高知県文化財団の方針及び公序良俗に反しないものであること。</u> 2 <u>事業の目的内容が明らかに、教育、芸術又は文化の向上普及に寄与するもので公益性のあるものであること</u> 3 <u>特定の宗教、政党の宣伝、勧誘等を意図したものでないこと</u> <u>利害に関与するものでないこと</u> 4 <u>特定の団体の利益を目的とするものでないこと</u> 5 <u>事業の内容及び規模から、営利目的でないこと</u> 6 <u>高知県文化財団等が負担する責任の範囲が明確になっているものであること</u>

備考

- 1 主催者については、主催者についての承認基準の 1 から 4 のいずれかに該当するものでなければならない。
- 2 事業内容については、事業内容についての承認基準の 1 から 6 のすべての項目に該当しなければならない。
- 3 「これに準ずる団体」とは、営利目的が顕著でなく、公益性の高い事業を実施する組織であって、そのジャンルにおいて公益的な活動組織であること。
- 4 「公益性のあるもの」とは、優れた芸術文化を、低廉で広く県民に提供できると認められるものとする。

別表 2 (第 4 条関係)

後援事業の承認基準

<p>主催者についての承認基準</p>	<p>別表 3 に掲げているいずれにも該当しないもので、かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国、地方公共団体及びこれらの機関 2 教育機関及び教育研究団体 3 教育、学術及び芸術文化の振興に寄与する事業を行う法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。） 4 新聞社、放送局等報道機関
<p>事業内容についての承認基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>公序良俗に反しないものであること</u> 2 事業の目的内容が明らかに、教育、芸術又は文化の向上普及に寄与するもので公益性のあるものであること 3 <u>特定の宗教、政党の宣伝、勧誘等を意図したものでないこと</u> 利害に関与するものでないこと 4 <u>特定の団体の利益を目的とするものでないこと</u> 5 <u>事業の内容及び規模から、営利目的でないこと</u>

備考

- 1 主催者については、主催者についての承認基準の 1 から 4 のいずれかに該当するものでなければならない。
- 2 事業内容については、事業内容についての承認基準の 1 から 5 までのすべての項目に該当しなければならない。
- 3 「これに準ずる団体」とは、営利目的が顕著でなく、公益性の高い事業を実施する組織であって、そのジャンルにおいて公益的な活動組織であること。
- 4 「公益性のあるもの」とは、優れた芸術文化を、低廉で広く県民に提供できると認められるものとする。
- 5 事業内容が、広く公衆に自らの主義主張を伝えるもの（講演会、講座等）であっても、多様な意見を排除しないと判断できるものについては、事業内容についての承認基準 2 に該当するものとし、「高知県文化財団等は公益に資する自由な議論の場の確保のため当該事業を後援している」旨の文言を配布チラシ等に明記することを条件に、承認をするものとする。

別表 3（第 4 条関係）

- 1 暴力団（「高知県暴力団排除条例」平成 22 年度高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を給与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難させるべき関係を有しているとき。